

名古屋市達第 5 号

区 役 所
区 役 所 支 所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 支所に次の組織を置く。 区民生活課 （略） 課 長 補 佐（戸籍・住民記録） （略） 区民福祉課 （略） 課 長 補 佐（生活保護） <u>（港区役所南陽支所及び守山区役所志段味支所を除く。）</u> （略） 2 ～ 8 （略）	第 3 条 支所に次の組織を置く。 区民生活課 （略） 課 長 補 佐（戸籍・住民記録） <u>課 長 補 佐（個人番号カード交付等に係る調整）</u> （略） 区民福祉課 （略） 課 長 補 佐（生活保護） （略） 2 ～ 8 （略）

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。